

願 書

年 月 日

栃 木 県 知 事

様

住 所 [法人にあつては、主
たる事務所の所在地]

氏 名 [法人にあつては、名
称及び代表者の氏名]

卸売販売業について、次のとおりお届けしますので、薬局等構造設備規則第3条第1項第3号ただし書の規定を適用されるようお願いします。

小 規 模 卸	1. 医薬品の在庫額 (万円) 2. 医薬品の販売品目数 (品目) 3. 従業員数 (人)
特 定 品 目 卸	1. 製造専用医薬品 2. 化学製品等の製造原料である重曹、ブドウ糖、乳糖等の医薬品 3. ガーゼ、脱脂綿等の医薬品たる衛生材料 4. ワクチン、血液製剤等の生物学的製剤 5. 医薬品・医療機器の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則（昭和36年厚生労働省令第1号。）第154条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品 6. 医薬品・医療機器の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則（昭和36年厚生労働省令第1号。）第154条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する歯科医療の用に供する医薬品 7. その他業態からみて品目が特定される医薬品（検査用試薬等の診断用薬、防疫用薬剤等の公衆衛生用薬等）
サ ン プ ル 卸	取扱い会社名